

令和 5 年度 第 3 回鳥栖市国民健康保険事業の 運営に関する協議会

日時：令和 6 年 1 月 2 5 日（木） 午後 1 時半から

場所：鳥栖市役所 3 階大会議室 1

目次

1 令和6年度

鳥栖市国民健康保険税率の改定について（諮問） 3～

2 令和6年度

鳥栖市国民健康保険特別会計予算見込みについて 10～

3 その他

14～

(1) 賦課限度額の見直しについて

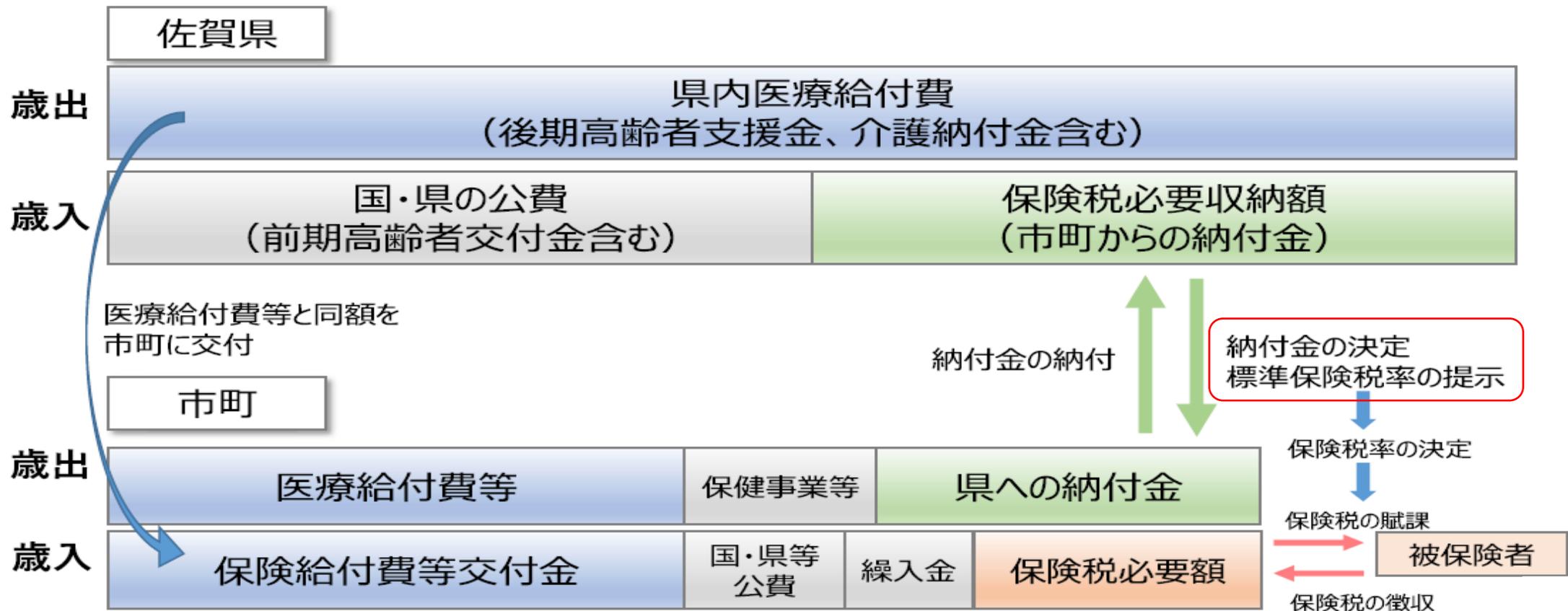
(2) 国民健康保険税の軽減措置の見直しについて
(5割・2割判定所得基準の引き上げ)

1 令和 6 年度

鳥栖市国民健康保険税率の改定について（諮問）

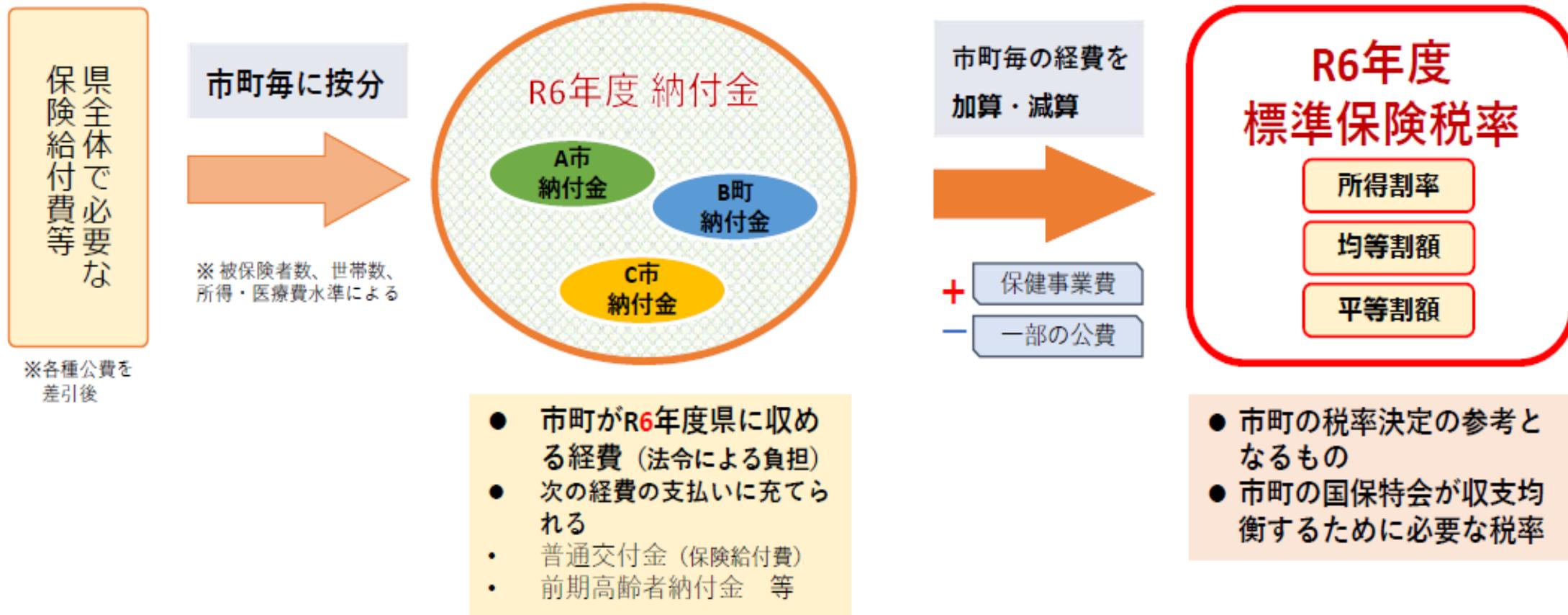
国保財政の仕組み

- 県は、県内の医療給付費や国からの交付金等の見込みを立て、市町からの納付金総額を算出し、被保険者数・所得水準・医療費水準等から市町ごとに納付金を割り当てる。さらに、市町が保険税率等を決定する上で参考となる、市町ごとの標準保険税率を示す。
- 市町は、県へ納める納付金や保健事業費を賄うため、標準保険税率等に基づき、実際に賦課する保険税額・税率を決定する。



【参考】納付金・標準保険税率算定の流れ

納付金・標準保険税率算定の全体像



県が示した令和6年度納付金・標準保険税率

○県が示した納付金

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
県全体 納付金	189億2,143万円 (+5億4,872万円)	52億2,573万円 (+2億5,704万円)	17億6,097万円 (+1億5,775万円)
鳥栖市 納付金	15億2,766万円 (+7,516万円)	4億1,953万円 (+3,274万円)	1億2,673万円 (+1,452万円)
按分 要因	所得シェア：7.994% (+0.286㊦) 応益シェア：8.097% (+0.304㊦) 医療費指数：1.239814 (+0.011879㊦)	所得シェア：8.011% (+0.303㊦) 応益シェア：8.097% (+0.304㊦)	所得シェア：7.027% (+0.427㊦) 応益シェア：7.303% (-0.037㊦)

() 内、前年度比

国民健康保険事業費納付金 県全体で約9.6億円の増(うち鳥栖市は1.2億円の増)

【増額の主な原因】 ◆県全体の医療費が昨年度と比較して約14億円の増(686億円から700億円)

○県が示した鳥栖市標準保険税率

	医療給付費分			後期高齢者支援金分			介護納付金分			合計		
	所得割率(%)	均等割額(円)	平等割額(円)	所得割率(%)	均等割額(円)	平等割額(円)	所得割率(%)	均等割額(円)	平等割額(円)	所得割率(%)	均等割額(円)	平等割額(円)
R5 現行税率	8.79	24,800	29,900	2.79	8,800	9,700	2.35	10,600	6,100	13.93	44,200	45,700
R6 標準保険税率	10.09	31,779	34,854	3.15	10,249	11,004	2.59	12,887	6,786	15.83	54,915	52,644
差	1.30	6,979	4,954	0.36	1,449	1,304	0.24	2,287	686	1.90	10,715	6,944

令和6年度 鳥栖市国民健康保険税率の改定案について

改定案は、標準保険税率に合わせることを基本とした上で、①から④の方針により算定した。

【改定方針】 下表（着色部分）のとおり

- ① 税率の改定（抑制）は医療分とする。後期分・介護分は、標準保険税率に合わせる。
- ② 令和9年度の県内税率一本化を勘案し改定する。
- ③ 医療分について、基金積立金から一部財源を充当し改定する。
- ④ 均等割額及び平等割額は、100円未満端数を切り捨てる。

		医療給付費分			後期高齢者支援金分			介護納付金分			合計		
		所得割率(%)	均等割額(円)	平等割額(円)	所得割率(%)	均等割額(円)	平等割額(円)	所得割率(%)	均等割額(円)	平等割額(円)	所得割率(%)	均等割額(円)	平等割額(円)
R5	標準保険税率	8.79	26,190	31,964	2.79	8,816	9,763	2.35	10,652	6,102	13.93	45,658	47,829
	現行税率	8.79	24,800	29,900	2.79	8,800	9,700	2.35	10,600	6,100	13.93	44,200	45,700
R6	標準保険税率	10.09	31,779	34,854	3.15	10,249	11,004	2.59	12,887	6,786	15.83	54,915	52,644
	改定案	9.19	28,800	32,000	3.15	10,200	11,000	2.59	12,800	6,700	14.93	51,800	49,700
現行税率と改定案との差		0.40	4,000	2,100	0.36	1,400	1,300	0.24	2,200	600	1.00	7,600	4,000

現行税率と令和6年度標準保険税率（改定案）の比較（モデル世帯）

① 給与所得者（65歳未満）1人世帯 〔世帯主（40歳以上）のみ〕

年 収	98万円	127万円	150万円	200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円
5年度保険税(a)	26,900	85,200	144,200	213,800	414,400	637,200	879,500	1,040,000
6年度保険税(b)	30,300	93,900	158,700	234,200	449,200	688,000	947,900	1,060,000
比較 (b) - (a)	3,400	8,700	14,500	20,400	34,800	50,800	68,400	20,000
	7割軽減	5割軽減	2割軽減					

② 年金受給者（65歳以上）2人世帯 〔世帯主（65歳以上）＋配偶者（65歳以上）〕（配偶者は収入70万円）

年 収	180万円	248万円	291万円	334万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円
5年度保険税(a)	31,900	60,900	132,100	213,900	311,600	499,200	696,200	870,000
6年度保険税(b)	36,200	67,000	144,300	233,600	339,300	539,200	749,000	890,000
比較 (b) - (a)	4,300	6,100	12,200	19,700	27,700	40,000	52,800	20,000
	7割軽減		5割軽減	2割軽減				

【参考】鳥栖市の国民健康保険税率・税額の推移

年度	医療給付費分			後期高齢者支援金分			介護納付金分			合計		
	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)									
H26	9.8	24,000	36,000	2.8	7,000	9,000	2.9	10,000	6,000	15.50	41,000	51,000
H27	9.8	24,000	36,000	2.8	7,000	9,000	2.9	10,000	6,000	15.50	41,000	51,000
H28	9.8	24,000	36,000	2.8	7,000	9,000	2.9	10,000	6,000	15.50	41,000	51,000
H29	9.8	24,000	36,000	2.8	7,000	9,000	2.9	10,000	6,000	15.50	41,000	51,000
H30 (改定)	10.62	26,046	39,507	2.74	7,585	9,793	2.30	9,184	5,152	15.66	42,815	54,452
R1 (改定)	10.36	25,438	38,440	2.93	8,126	10,452	2.09	8,175	4,917	15.38	41,739	53,809
R2 (改定)	10.24	26,141	37,778	2.81	7,809	9,606	2.40	9,869	6,047	15.45	43,819	53,431
R3 (改定)	9.66	23,874	34,829	2.83	7,763	9,640	2.53	10,309	6,076	15.02	41,946	50,545
R4 (改定)	8.79	22,800	31,500	2.68	7,600	9,400	2.40	10,300	6,100	13.87	40,700	47,000
R5 (改定)	8.79	24,800	29,900	2.79	8,800	9,700	2.35	10,600	6,100	13.93	44,200	45,700
R6 (改定案)	9.19	28,800	32,000	3.15	10,200	11,000	2.59	12,800	6,700	14.93	51,800	49,700

※1 平成30年度以降、県標準保険税率を参考に税率を改定。

※2 令和2年度、令和4年度及び令和5年度は、基金から一部財源を投入し税率を抑制（医療分）し改定。

※3 令和4年度から、均等割額及び平等割額は、100未満の端数を切捨てる。

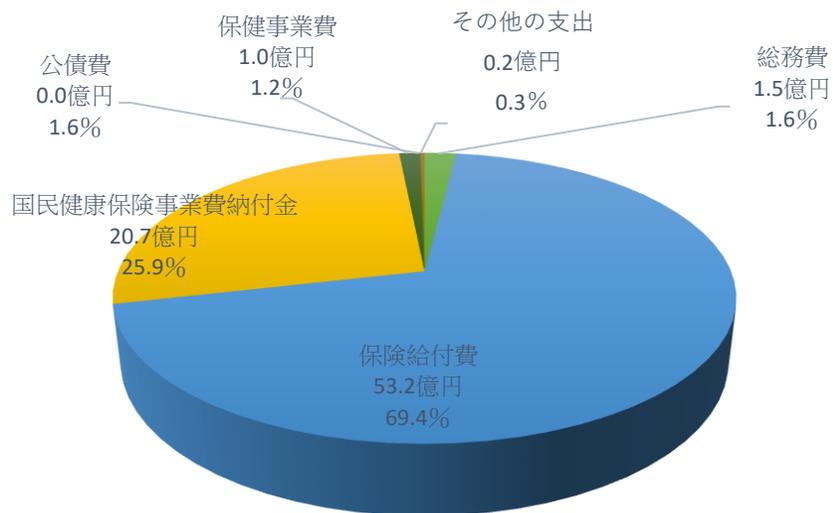
2 令和6年度鳥栖市国民健康保険 特別会計予算の見込みについて

令和6年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算（見込み）

[歳出]

※予算は3月議会の議決を経て成立するものです。

款	令和5年度 予算	令和6年度 予算(案)	対前年比		増減の主な理由
			金額	比率	
総務費	1.2億円	1.5億円	0.3億円	25.0%	システム改修に伴う増
保険給付費	52.2億円	53.2億円	1.0億円	1.9%	医療費等増による給付費の増
国民健康保険事業費納付金	19.5億円	20.7億円	1.2億円	6.2%	医療費等増による納付金の増
保健事業費	0.9億円	1.0億円	0.1億円	11.1%	インセンティブ事業実施による増
公債費	1.2億円	0.0億円	-1.2億円	-100.0%	広域化支援金償還期間終了による減
その他の支出	0.2億円	0.2億円	0.0億円	0.0%	
合計	75.2億円	76.6億円	1.4億円	1.9%	



○保険給付費

医療費のうち被保険者の自己負担分を除いた費用
療養給付費、療養費、出産育児一時金、葬祭費など

○国民健康保険事業費納付金

医療費水準や所得水準等に応じて、県から市町に割り当てられる
納付金

○保健事業費

特定健康診査・特定保健指導、はりきゅうの助成費など

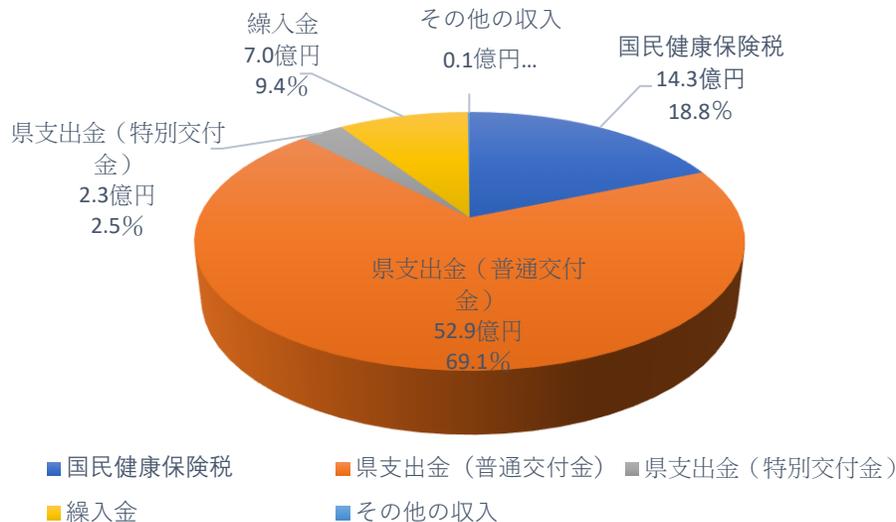
■ 総務費 ■ 保険給付費 ■ 国民健康保険事業費納付金 ■ 保健事業費 ■ 公債費 ■ その他の支出

令和6年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算（見込み）

[歳入]

※予算は3月議会の議決を経て成立するものです。

款	令和5年度 予算	令和6年度 予算(案)	対前年比		増減の主な理由
			金額	伸び率	
国民健康保険税	14.1億円	14.3億円	0.2億円	1.4%	税率改定に伴う増
県支出金（普通交付金）	52.0億円	52.9億円	0.9億円	1.7%	普通交付金の増
県支出金（特別交付金）	1.9億円	2.3億円	0.4億円	21.1%	特別交付金の増
繰入金	7.1億円	7.0億円	-0.1億円	-1.4%	
（うち基金繰入金）	5.9億円	7.0億円	1.1億円	18.6%	抑制財源投入等による増
（うち特別繰入金）	1.2億円	0.0億円	-1.2億円	-100.0%	広域化支援金償還期間終了による減
その他の収入	0.1億円	0.1億円	0.0億円	0.0%	
合計	75.2億円	76.6億円	1.4億円	1.9%	



○国民健康保険税：被保険者が負担する保険税

○県支出金

「普通交付金」保険給付に必要な費用が県から交付される

「特別交付金」市町の特別な事情による財政負担増や保険者の経営努力、保健事業の取組み等に応じて交付されるもの。

○繰入金

法定分：保険基盤安定繰入金、出産育児一時金、事務費 など

3 その他、今後の主な動きについて

- (1) 賦課限度額の見直しについて
- (2) 国民健康保険税の軽減措置の見直しについて
(5割・2割判定所得基準の引き上げ)

(1) 賦課限度額の見直しについて

○賦課限度額については、受益と負担の関係で被保険者の納付意欲に与える影響などを考慮し、国保税の負担額には一定の上限が設けられている。

○高齢化等により医療給付費等が増加する中で、国保被保険者の所得が十分伸びない状況において、国保税率の引き上げで必要な収入を賄おうとすれば、高所得者の負担は変わらず中間所得者層を中心に負担を求める構造になる。

●今回、地方税法施行令の改正（R6.4.1施行予定）により、賦課限度額を引き上げ、高所得者層にも応分の負担を求めることで、負担感が重い中間所得者層の負担上昇をできる限り緩和しようとするもの。

後期高齢者支援分の賦課限度額を現行22万円から24万円へ引上げる見込み。施行期日：令和6年4月1日

※国は、国保税の限度額の超過世帯割合を1.5%に近づけるように段階的に限度額を引き上げる運用上のルールを設けている。この1.5%は、被用者保険との公平を図る観点から、被用者保険で標準報酬月額の高等級に該当する被用者割合が0.5から1.5%になるよう法定化されているルールのうち、「1.5%」の水準を援用している。今回、後期分が該当し、2万円引き上げる。

	現行	改正後	差額
医療給付費分	65万円	65万円	据置き
後期高齢者支援分	22万円	24万円	2万円増
介護納付金分	17万円	17万円	据置き
合計	104万円	106万円	2万円

(2) 国民健康保険税の軽減措置の見直しについて (5割・2割判定所得基準の引き上げ)

○国保税では、低所得者の軽減措置として、所得（総所得金額等）に応じて応益分（均等割、平等割）を7割、5割、2割軽減する仕組みがある。

○このうち、5割軽減と2割軽減の基準額は物価上昇（所得水準の全体的な上昇）の影響で軽減を受けている世帯の範囲が相対的に縮小しないよう、経済的動向等を踏まえて見直す慣例があり、見直し幅は国が消費者物価などを総合的に勘案して決めることになっている。

●今回、消費者物価の上昇を踏まえ、次のとおり改正される見込み。施行日：令和6年4月1日

	現 行	改 正 後
7 割	基礎控除額 4 3 万円 + (給与所得者等の数-1) × 1 0 万円 以下	同 左
5 割	基礎控除額 4 3 万円 + (給与所得者等の数-1) × 1 0 万円 + <u>2 9 . 0 万円</u> × 被保険者数 以下	基礎控除額 4 3 万円 + (給与所得者等の数-1) × 1 0 万円 + <u>2 9 . 5 万円</u> × 被保険者数 以下
2 割	基礎控除額 4 3 万円 + (給与所得者等の数-1) × 1 0 万円 + <u>5 3 . 5 万円</u> × 被保険者数 以下	基礎控除額 4 3 万円 + (給与所得者等の数-1) × 1 0 万円 + <u>5 4 . 5 万円</u> × 被保険者数 以下